

「とくしま若者回帰アンバサダー」制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内のみならず県外に進学した学生をはじめとする本県ゆかりのふるさと愛にあふれる若者を「とくしま若者回帰アンバサダー」（以下「アンバサダー」という。）に委嘱し、若者ならではの感性で徳島の魅力を再発見し、SNS などの手段を用いて情報発信を行うことにより、同世代のふるさと回帰につなげることを目的とする。

(活動内容)

第2条 アンバサダーは、次の各号に掲げる若者のふるさと回帰に関する活動を行う。

- (1) 歴史、文化、県産品などを若者目線で捉え情報発信すること
- (2) 「AWAIRO @ LINE」や県保有の SNS の登録者数増加のための情報発信活動や内容充実強化に関すること
- (3) 若者のふるさと回帰に資する各種イベントに参加すること
- (4) その他、県が必要と認める活動

(アンバサダーの要件)

第3条 知事は、第1条の目的を達成する熱意と識見を有する、徳島県にゆかりのある16歳以上30歳未満の若者の中から県が適当と認めた者をアンバサダーに委嘱する。

(委嘱の申請)

第4条 アンバサダーの委嘱を受けようとするものは、必要書類を添えて、アンバサダー委嘱申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(委嘱)

第5条 知事は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査し、委嘱を決定したときは、申請者に対し、アンバサダー委嘱状（以下「委嘱状」という。様式第2号）を交付する。

- 2 委嘱期間は、委嘱日の属する年度の末日とする。ただし、申請者から辞任の申出がないときは、1年ごとに自動更新するものとする。
- 3 アンバサダーが30歳に達したときは、その日の属する年度の末日をもって委嘱期間を終了するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により委嘱を行った場合は、アンバサダー名簿（以下「名簿」という。）を作成し、県のウェブサイトその他の手段により公表できるものとする。

(委嘱状の再交付)

第6条 アンバサダーは、委嘱状を紛失又は汚損したときは、速やかにアンバサダー委嘱状再交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、委嘱状の再交付を受けなければならない。

(委嘱の取消し等)

第7条 知事は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すものとする。

(1) アンバサダーから辞任の申出があったとき

(2) アンバサダーとしてふさわしくない行為があったとき

2 知事は、前項第2号の規定により委嘱を取り消したときは、書面にその理由を付して当該アンバサダーに通知するものとする。

3 アンバサダーは、第1項の規定による認定の取り消しがあったときは、速やかに委嘱状を知事に返納しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アンバサダーに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙（第8条関係）

アンバサダーの活動内容等について

(1) 申請者：個人

(2) 活動主体：個人又はグループ（申請者同士のグループに限る。）

(3) 活動内容

- ・徳島県の歴史、文化、県産品などを若者目線で情報発信（県所有の SNS を利用）
- ・「AWAIRO @ LINE」登録者数増加につながる情報発信方法の提案・実施
- ・各自の興味のある分野における徳島県内の団体やビジネスパーソン等への取材及び取材記事作成
- ・県内で開催される、ふるさと回帰に資する各種イベントへの参加及び SNS での情報発信
- ・若者及び保護者に向けて実施する、「ふるさと回帰」のための普及活動への参加

(4) 活動経費

上記（3）の活動を実施した者に対し、予算の範囲内で実費相当額を支出する。

(5) 辞任について

アンバサダーの辞任をしようとするときは、速やかに労働雇用政策課移住交流室に連絡すること。